

1. 商品名 (愛称)	財形住宅預金
2. 財形預金の 性格	財形預金は、勤労者財産形成促進法に基づいて、事業主が勤労者（預金者）の給与から天引きして、勤労者に代わって預入するものです。
3. 販売対象	事業主に雇用されている55歳未満の勤労者で、その事業主に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している方。 他に財形住宅契約をしていない方（一般財形・財形年金との併用は構いません）。
4. 期間	原則5年以上のお預け入りで、積立額が原則550万円になるまでの期間。 最低年1回のお預け入れが必要です。 預入金額毎に預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を満期日とする新型期日指定定期預金としてお預かりします。 新型期日指定定期預金は、継続の停止・解約の申し出がない限り満期日に元利合計額および満期日に預入がある場合は、これを合算した金額をもって新型期日指定定期預金に自動継続します。継続された預金についても以後同様とします。
5. 預入	(1) 預入方法：毎月の給料と夏・冬のボーナスから天引きの方法があります。 (2) 預入金額：100円以上原則550万円以内(非課税限度額) (3) 預入単位：1円単位
6. 払戻方法	預入日から5年経過後、以下の理由にのみ払い戻しができます。 ● 住宅の新築（マンション・分譲住宅購入を含みます） ● 中古住宅の購入（原則築後20年、耐火建築の場合は25年以内） ● 建て替え（既存住宅を解体し、更地の状態から建築するもの） ● 増築（既存の家屋の床面積を増加させる工事） ● 改築（家屋の一部を除去し、または家屋の一部が災害などによって滅失した後に建築物の床面積を増加させる工事） ● 大規模の修繕（家屋の主要構造部（壁・柱・はり・屋根・階段）の一種以上について行う過半の修繕） ● 大規模の模様替え（家屋の主要構造部の一種以上について行う過半の模様替え） ● マンションなどのリフォーム 一棟の家屋のうち区分所有する部分について行う一定の修繕または模様替えで次に該当するもの。 ○ 主要構造部である床または最下階の床の過半および主要構造部である階段の過半について行う修繕または模様替え ○ 主要構造部である間仕切壁の過半および構造上重要でない間仕切壁の室内に面する部分の過半について行う修繕または模様替え（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る） ○ 主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕または模様替え（当該修繕または模様替えに係る壁の過半について遮音または熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る） ● 一室のリフォーム 居住の用に供している家屋（マンションなどの区分所有建物については、区分所有する部分に限る）のうち、居室・調理室・浴室・便所・洗面所・納戸・玄関および廊下の各室の一室の床または壁の全部について行う修繕または模様替え

	・預入期間が2年以上2年6カ月未満の場合 2年以上利率×70% ・預入期間が2年6カ月以上3年未満の場合 2年以上利率×90%
12. その他参考 となる事項	住宅の取得、改良のために資金が必要な場合、事業主からの一定の支援があることを条件に預金残高の10倍（最高4,000万円）まで大型で低利の融資を受けることができます。 子供の教育のために、預金残高の5倍（最高450万円）を限度に融資を受けることができます。 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
13. 当行が契約し ている指定紛 争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

※本商品は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。